

新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育の担い手の県外への流出抑制及び県外からの移住促進により、保育士の人材確保及び離職防止を図ることを目的に、保育所等の運営事業者が雇用する保育士の宿舎を借り上げるための費用に対し、予算の範囲内で保育士宿舎借上げ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新潟市補助金交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「保育所等」とは、市内に所在する施設で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（法第35条第4項の規定により認可を受けた施設に限る。）
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所及び12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所（法第34条の15第2項の規定により認可を受けた事業所に限る。）

2 この要綱において、「正職員」とは、同一事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているフルタイム労働者をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象は、保育所等を運営する者であって、次の各号のすべてに該当する者（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 保育士宿舎（以下「補助対象施設」という。）を借り上げていること。
- (2) 雇用した保育士（以下「補助対象保育士」という。）を前号の補助対象施設に

居住させていること。

(3) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(4) 申請時点で市税を滞納していない者

（補助対象保育士の要件）

第4条 補助対象保育士は、補助対象事業者が、正職員として雇用している保育士であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 第9条第1項に基づき交付申請をする年度の前年度に法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設（市内に所在するものに限る。）を卒業していること。

(2) 雇用開始日において、新潟県外から1年以内に本市に転入した者

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者から正職員として雇用している保育士又はその同居者が住宅手当等を支給されている場合は、補助対象保育士としないものとする。

（補助対象施設の要件）

第5条 補助対象施設は、補助対象保育士を居住させるため補助事業者が借り上げている居住用の市内の家屋とする。ただし、補助事業者又は補助事業者の利害関係者が所有する施設は、対象とならない。

（補助対象期間）

第6条 補助金の交付対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、本市の一般会計年度のうち、1月を単位として、補助対象施設に補助対象保育士が月の初日から末日まで居住した月とする。この場合において、第9条第3項の規定による提出期限ごとに、補助対象期間を定めるものとする。

（補助対象経費）

第7条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象施設の借

り上げに係る費用のうち、当該年度における賃借料、共益費、管理費（以下「賃借料等」という。）とする。

- 2 補助事業者が、補助対象保育士から賃借料等を徴収している場合は、補助対象経費から当該賃借料等の額を控除するものとする。

（補助金の額）

第8条 1月当たりの補助金の額は、補助対象経費の合計金額と別表に定める算定基準額を比較し、低い額に4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

（交付の申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

- 2 補助金の交付を受けた補助事業者が交付を受けた翌年度も補助金を受けようとする場合は、前項の申請をしなければならない。ただし、補助対象保育士1人につき、最初に補助金の交付を受けた会計年度から連続して5年を限度とする。

- 3 前2項に定める申請書類等の提出期限は別に定める。

（交付の決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な審査を行い、適当であると認めるときは、速やかに交付の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合は、補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、交付しないと決定した場合は、補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

（申請事項の変更等）

第11条 補助事業者は、交付決定後に申請書に記載した事項に変更が生じた場合は、補助事業変更申請書（別記様式第4号）に必要な書類を添えて、その旨を市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において必要と認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金の交付決定額を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、又は変更を決定したときは、補助金交付決定変更通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第12条 補助事業者は、交付決定後当該申請を取り下げようとするときは、速やかにその理由を付して市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（状況報告）

第13条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行について報告の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書（別記様式第6号）に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（額の確定等）

第15条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、提出された書類の審査を行い、補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（別記様式第7号）により補助事業者に通知し、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第15条の2 市長は、事業遂行上必要があると認めるときは、補助金を概算払いにより交付することができる。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補

助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(関係書類の整備及び保存)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(現地調査等)

第18条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者から報告もしくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事業所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、もしくは関係者に質問させるものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行し、改正後の新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表

補助対象経費	算定基準額（千円未満切り捨て）
賃借料 共益費 管理費	当該年度の保育対策総合支援事業費補助金交付 要綱別表保育士宿舍借り上げ支援事業で定める 本市の国庫補助基準額

- 注1 交付決定後、補助対象施設から他の補助対象施設への転居又は補助対象施設の契約更新により補助対象経費が変更する場合は、変更前後の補助対象経費についてそれぞれ日割りにより計算し、その合計額を上記算定基準額と比較する。
- 2 補助対象経費を当該月の日数で除して得た額に補助対象日数を乗じて得た額と、実際に支払った額と比較して、少ない方の額を当該月の補助対象経費とする。

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住 所

法人名

代表者職氏名

（施設名 _____）

年度新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| 1 補助事業名 | 新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業 |
| 2 補助事業の目的及び内容 | 新潟市内の保育所等に勤務する保育士用宿舎借り上げのため |
| 3 交付申請額 | 金 _____ 円 |
| 4 補助事業の開始日 | 年 月 日 |
| 5 補助事業の完了予定日 | 年 月 日 |
| 6 情報の公表の内容、方法及び時期 | |

7 添付資料

- (1) 新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業計画書
- (2) 新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業収支予算書
- (3) 不動産賃貸借契約書（写し）
- (4) 保育士証（写し）
- (5) 雇用証明書
- (6) 住民票（世帯全員のもの）
- (7) 卒業証明書（写し）（第4条第1項第1号の場合）
- (8) 新潟市税に係る申請法人の納税証明書(市制度用)
（公益法人、社会福祉法人及び非営利型法人は不要）
- (9) その他市長が必要と認めるもの

別記様式第2号（第10条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長

印

年度新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金については、新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業
- 2 交付決定額 金_____円

別記様式第3号（第10条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長

印

年度新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金については、新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、交付しないこととしたので通知します。

記

- 1 補助事業名 新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業
- 2 不交付理由

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住 所

法人名

代表者職氏名

（施設名）

年度新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業変更申請書

年 月 日付で新 第 号 により交付決定された補助金について、下記のとおり内容を変更したいので、新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更の理由

3 変更予定年月日 年 月 日

4 添付資料

- (1) 交付申請額が変更となる場合は積算根拠書類
- (2) その他市長が必要と認めるもの

別記様式第5号（第11条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長

印

年度新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付新 第 号 により交付決定した新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金については、新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり変更したので通知します。

記

- 1 既交付決定額 金 _____ 円
- 2 変更交付決定額 金 _____ 円

年 月 日

（宛先）新潟市長

報告者 住 所

法人名

代表者職氏名

（施設名）

年度新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業実績報告書

年 月 日付新 第 号 により交付決定を受けた標記補助金の実績について、新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名 新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業

2 交付決定額 金_____円

3 補助金額 金_____円

4 事業実施期間 年 月 日～ 年 月 日

5 情報の公表の状況

6 添付資料

- (1) 新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業報告書
- (2) 新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業収支決算書
- (3) 宿舎借り上げに係る経費支払書（領収書等）（写し）
- (4) 賃金台帳（写し）
- (5) 雇用証明書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

別記様式第7号（第15条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長

印

年度新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった標記補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので新潟市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金_____円

2 確定額 金_____円